

○警察署分庁舎の設置及び運用に関する訓令

平成22年3月11日

本部訓令甲第3号

[沿革]

平成23年2月本部訓令甲第2号、25年3月第4号、26年3月第8号改正

警察署分庁舎の設置及び運用に関する訓令を次のように定める。

警察署分庁舎の設置及び運用に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察署分庁舎の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 次表左欄の警察署に、警察署の分館として警察署分庁舎(以下「分庁舎」という。)を設置し、同表中欄の所在地に置き、同表右欄の名称とする。

警察署	所在地	名称
前橋東警察署	前橋市樋越町75番地	大胡分庁舎
富岡警察署	甘楽郡下仁田町大字下仁田688番地1	下仁田分庁舎
安中警察署	安中市松井田町新堀1111番地	松井田分庁舎
伊勢崎警察署	伊勢崎市境美原15番地5	境分庁舎
桐生警察署	みどり市大間々町桐原1563番地	大間々分庁舎

(分庁舎の業務)

第3条 分庁舎においては、次の業務を行う。

- (1) 警ら用無線自動車による機動警らに関すること。
- (2) 自動車等の運転免許証に係る次の事務に関すること。
 - ア 記載事項変更手続
 - イ 更新手続
 - ウ 申請による取消手続
 - エ 運転経歴証明書の交付手続
 - オ 優良運転者更新時講習
- (3) その他事件、事故等の捜査、抑止活動等に関すること。

(次長及び分庁舎所長の職務)

第4条 次長(群馬県警察の組織に関する訓令(平成11年群馬県警察本部訓令甲第5号。以下「訓令」という。)第21条の3に規定する次長をいう。以下同じ。)及び分庁舎所長(訓令第25条の2に規定する分庁舎所長をいう。以下同じ。)は、命を受け、前条に規定する業務のほか、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

(2) 分庁舎における庁舎の管理、公印の保管及び使用、けん銃及びたまの保管並びに車両の管理及び使用に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、警察署長から特に命ぜられた事項に関すること。

2 分庁舎所長は、その職務の遂行に当たっては、警察署の課長の指揮を受けなければならない。

(決裁等)

第5条 大胡分庁舎、境分庁舎及び大間々分庁舎における事務は、警察署の課長及び次長を経て決裁を受けなければならない。

2 下仁田分庁舎及び松井田分庁舎における事務は、分庁舎所長及び警察署の課長を経て決裁を受けなければならない。

3 大胡分庁舎、境分庁舎及び大間々分庁舎における事務のうち、群馬県警察の処務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第7号）第12条の規定による警察署の課長の専決事務は、次長の専決事務とする。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（平成23年2月28日本部訓令甲第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年3月9日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年群馬県公安委員会規則第1号）の改正規定に係る改正規定（交通部総合センター長に係る改正規定を除く。）並びに警察署の統合及び管轄変更に係る改正規定
平成23年3月16日

(2) 略

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則

（平成25年3月11日本部訓令甲第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年3月18日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則

（平成26年3月11日本部訓令甲第8号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年3月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。